

女性活躍推進で 社会はどう変わる？



女性活躍推進ってなに？

誰もが自分らしく生きられる社会を目指します。
性別に関係なく、一人ひとりが能力や個性を発揮し、
学びたいことを学び、挑戦したいことに挑戦し、
希望する働き方を選べる社会をつくることです。



女性だけのため
ではありません



男性にとっても
働きやすい社会に
つながります



誰もが自分らしく
生きられる社会を
目指します

こんなこと、感じたことはありませんか？

- ☒ 理系は男性が多いイメージがある
- ☒ 管理職は男性が多い気がする
- ☒ 家事や育児は女性が担うものと思われがち
- ☒ 将来、仕事と家庭を両立できるか不安
- ☒ 性別によって進路や働き方のイメージが決められている気がする



女性活躍推進は、こうした思い込みや壁をなくし、
誰もが自由に選択できる社会を目指しています。

女性が活躍すると社会はどう変わる？

01 新しいアイデアが 生まれる



さまざまな経験や価値観を持つ人が
集まることで、新しい商品やサービス、
研究成果が生まれます。

02 働きやすい環境が 広がる



育児休業や柔軟な働き方が進み、
女性だけでなく男性にとっても
働きやすい社会になります。

03 地域や経済が 元気になる



多様な人材が活躍することで、
地域の活性化や経済成長に
つながります。

04 誰もが挑戦できる 社会になる



性別に関係なく、夢や目標に向かって
チャレンジできる社会になります。

女性活躍推進法の概要

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現するために制定された法律です。

1. 基本原則

女性の職業生活における活躍は、
女性の個性と能力の発揮による
経済社会の活力の維持・向上に
つながるものです。



2. 事業主の責務

事業主は、女性の活躍に関する
状況の把握・課題分析を行い、
数値目標を定め、取り組みを
実施することが求められます。



3. 一般事業主の策定・公表・届出

常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、
女性の活躍に関する「一般事業主行動計画」を
策定し、社内への周知・社外への公表、
都道府県労働局への届出が義務づけられています。



4. 情報の公表

常時雇用する労働者が
101人以上の事業主は、
女性の活躍に関する情報
(男女の賃金格差、女性管理職
比率)を公表することが
義務づけられています。



自分らしく学ぶ。



自分らしく働く。



自分らしく生きる。

